

福島相双復興推進機構／福島相双復興官民合同チーム 第3期中期計画

2026年4月1日
福島相双復興推進機構

1. はじめに

(1) 策定目的

- ・公益社団法人福島相双復興推進機構／福島相双復興官民合同チームが2015年8月に発足してから、2025年8月をもって10年が経過した。この間、復興に向けた歩みは着実に進みつつあるものの、原子力災害被災地域における復興は未だ途上にある。
- ・国・県・民間という異なるバックグラウンドを有する我々が、共通の現状認識・課題意識をもって、原子力被災12市町村等の復興・再生に継続的に取り組み、進化させていくための指針として、「福島相双復興推進機構／福島相双復興官民合同チーム第3期中期計画（以下「第3期中期計画」という。）を策定する。

(2) 対象期間

- ・第3期中期計画の対象期間を2026年度から2030年度までの5年間とする。
- ・上記の期間は、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定、以下「復興基本方針」という。）において、「第2期復興・創生期間の次の5年間、すなわち「第3期復興・創生期間」は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間」であり、「政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組んでいく」とされているところ、福島相双復興推進機構の第二期中期計画（以下「第2期中期計画」という。）が2021年度から2025年度までの5年間を対象としていたことも踏まえて設定したものである。
- ・ただし、復興政策の方針や、被災地の課題変化等の状況変化を踏まえて、対象期間中においても、必要に応じて見直し・改定を行う。

(3) 対象期間における基本姿勢

- ・行動規範である新五箇条並びにこれまでの中期計画における「最終的なゴール」・「目指すべき姿」を踏襲しつつ、事業者・農業者・市町村などのニーズや、それぞれに異なる復興状況・時間軸と真摯に向き合いながら、事業再開や営農再開をはじめとする官民合同チーム設立以来の役割を果たすべく、地に足のついた「現場主義」にとことん取り組む。
- ・加えて、再開した事業者・農業者はもちろん、新たに参入や創業を果たした事業者・農業者が地域内で定着し、継続的に事業を実施できるよう、いわゆるサプライチェーン（部素材の供給など直接材の取引関係）だけでなく、域内の日常的な調達関係（弁当の発注や作業着のクリーニングなど間接材の取引関係）を含めた、地域における経済循環の強化を図る。
- ・また、技術的・社会的イノベーション創出に向けた実証や、観光・スポーツ・地域貢献・自己実現などの多様なあり方で地域に関わる人々の呼び込みに当たっては、実現可能性や継続可能性について実施主体ごとの不確実性が高いところ、試行回数の積み上げとフォローアップを通じて、新たな挑戦の芽を増やし育てていく。
- ・東日本大震災から15年、官民合同チームの設立から10年が経過し、事業者・農業者だけでなく、それぞれの組織でも人員の入れ替わりが起こっている。官民合同チームの財産である関係性は、所与のものではなく、先人たちの努力の結果として積み上げられてきたものであり、これを、復興・創生を進める推進力として、自分事としてつないでいかなければならない。
- ・最後に、これらを進めるに当たっては、12市町村全体の発展を目指して困難な課題に対しても果敢に取り組んでいくこと、また、様々な取組手法の強み・弱みを認識した上で、官民合同チームの構成主体はもちろん、福島復興・創生に関わる諸主体への積極的なコミュニケーションを通じて、組織の垣根を超えた協働を行っていくことに留意する。

(4) モニタリング指標の設定

- ・第3期中期計画の実行に当たっては、取組の実施状況を把握し、課題の発見・解決の足掛かりとするために、原則として業務分野ごとに、「モニタリング指標」を設定する。指標設定の考え方は以下のとおりである。
 - 官民合同チームにおける取組の実行から効果の発現までには、取組内容

ごとに大きな幅がある。例えば、同じ経営支援であっても、操業中の事業所に対する経営改善と、進出計画段階の支援では、事業が自走するまでの期間には当然に差が生じる。また、対話を通じてニーズを特定し、そのニーズに応じた支援を行う業務が多いことから、事前に定量的な目標値を定めることが困難な取組も多い。

- ▶ また、居住人口や総生産といったマクロ経済指標は、官民合同チームによる飲食店・地場産業などの小規模企業に対する支援や、まちづくりに係る計画策定支援といったアクションとは直接の因果関係がない、様々な施策の総合的な効果である。加えて、マクロ経済指標は公表までに時間がかかるものが多く、進行中の取組の評価には不向きである。
 - ▶ 他方で、事業の実施状況の把握を通じた課題発見、仮説立案及び軌道修正の観点並びに対外的説明の観点から、官民合同チームが自ら取得可能な定量的な指標を定点観測できるようにすることが重要である。
- ・このため、「5年後の目標」や「5年後の効果」にこだわらず、「主なモニタリング指標」を設け、第3期中期計画に記載することとする。

2. 12市町村等における事業・なりわい再建等の現状認識

- ・12市町村等において、避難指示解除やインフラの整備等と並行して、避難先で事業を実施していた事業者を含む帰還再開や、新規の企業立地・創業等が一定程度進んでいるほか、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）に基づく農地の集約化、市町村等の復興計画等に基づく商業施設等の生活基盤整備、福島イノベーション・コースト構想に関連する研究開発・実証・社会実装等が進行している。
- ・他方で、避難指示の解除時期の違い等に伴い地域によって復興の進捗は異なり、また、事業再開等が進むに伴って、事業者・農業者・市町村の新たな課題やニーズが生じているなど、地域復興に向けた取組の継続的な実施が必要となっている。
- ・更に、交流人口・関係人口など新たな活力の呼び込み、福島イノベーション・コースト構想及び「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下「青写真」という。）を踏まえた新たな産業の創出についても、ハード整備が進む中で、ソフト支援がより重要となっている。

3. 各事業領域における課題・取組内容

(1) 事業・なりわい再生支援

- ・各支部の事業者訪問や支援を本部が支え、その成果を各支部にフィードバックする現場主義を起点として、被災地域での事業再開、創業・進出、人材確保、「常磐もの」を含む販路開拓など事業者の課題・ニーズに合わせた伴走支援を行うとともに、地域定着と関係機関との連携を深め、地域のなりわいを強化する。

①再開事業者及び進出・創業事業者の自立・継続支援

【課題】

- ・官民合同チームは2025年12月時点で約6,000の事業者に対する訪問を行っており、約半数の事業者が事業を再開（帰還再開・移転再開）した。一方、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町においては、事業再開した事業者の割合は約3割にとどまっており、未だ半数近い事業者が休業している状況である。
- ・また、自立経営維持事業者及び自力で課題解決する意向を示された事業者（以下「自走意向事業者」という。）についても、経営者の事業承継やまちづくりの進展など、経営状況や事業環境の変化等により、新たに課題が発生している可能性があり、官民合同チームが地域の事業者の状況を注視し続けるとともに、地域の事業者同士のマッチングを促すなど、継続的な支援が必要である。
- ・加えて、商圈が十分に回復していないなど課題が顕在化しており、対応が必要である。販路開拓・人材確保支援について、コンサルティング支援と独立に実施されており、事業者の状況に応じた適切な支援を展開するためのステージ区分（以下「ステージ管理」という。）の外数となっているが、支援件数の比率としては人材確保支援の割合が増えており、事業者支援全体における位置づけの明確化が必要となっている。
- ・更に、長期間にわたり休業している事業者や廃業している事業者が相当数となっている中で、地域経済を活性化し、まちのにぎわいを再生するためには、再開事業者の事業継続に加えて、12市町村で新たに創業する事業者や、地域外から12市町村へ進出する事業者が増加し、か

つ、定着していくことがますます重要となる。

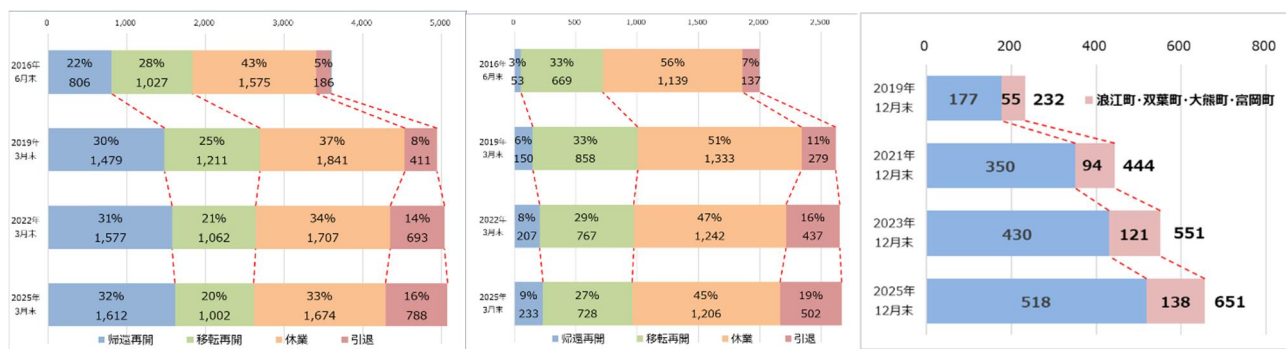
- ・これらのためには、事業者の新規創業・進出自体の支援に加えて、新規創業・進出した事業者が他の域内事業者との取引関係を形成することが有効と考えられる。また、福島県内には、市町村に加えて、福島県や公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構をはじめとする関係機関が新規創業や企業立地を推進しており、こうした関係機関との連携・情報共有が迅速になされる必要がある。

(図) 事業再開・震災後創業等の状況 (2025年12月時点)

左：事業再開・休廃業の状況 (12市町村)

中央：事業再開・休廃業の状況 (浪江町・双葉町・大熊町・富岡町)

右：震災後創業の状況 (※進出事業者を含む)



※最終訪問時点の状況を集計したものであり現状と異なる可能性がある。

【取組内容】

- ・現行のステージ管理に基づく課題把握や専門家支援について、専門家の充実等の改善を行いつつ継続するとともに、自立経営維持事業者及び自走意向事業者が、その後も自立経営を維持・継続できるよう、定期訪問等を通じた継続的なアプローチを行う。
- ・多くの事業者に共通する課題である販路開拓・人材確保については、商談会や求人票作成等の共通する手法を活用しつつ、コンサルティング支援と連動した支援を実施する。特に、販路開拓に当たっては「商品開発」・「販路開拓」・「取引拡大」等の一連のプロセスを、人材確保に当たっては「求人」・「採用」・「定着」等の一連のプロセスを、事業者自ら継続する必要があることから、伴走支援とノウハウ提供を組み合わせ合わせた支援を実施する。

- ・12市町村内に新規創業・進出する事業者に対して、創業・進出に当たって活用可能な施策の発信や活用支援により、新規創業・進出を後押しする。特に新規創業・進出事業者は、新たに関係性の構築を図りながら、制度理解を後押ししていく必要があることから、早期に支援体制を構築するとともに、新規創業・進出事業者の地域定着を支援するため、地域内の事業者との様々な取引関係づくりに取り組む。
- ・新規創業・進出事業者を支援するに当たって、事業者の了解を得ていることを前提として、関係機関に幅広く情報共有を行い、それぞれの機関の対象領域や強みを踏まえて、役割分担を行い、適切な支援を行う。

(図) 事業者支援におけるステージ管理

ST1	ST2	ST3	ST4	ST5	ST6
初期の関係構築 状況確認	課題認識醸成 支援ニーズ確認	課題特定	支援実行	定期観察 支援一段落	自立経営維持

【主なモニタリング指標】

- ・事業者に対する訪問件数
- ・コンサルティング支援件数
- ・ステージの移行事業者数
- ・新規創業・進出事業者数

②地元団体との協業・事業者間のマッチング推進

【課題】

- ・地域経済の活性化に当たっては、地域の中小企業等の経営改善の担い手である商工会・商工会議所との緊密な連携を行うことが不可欠である。特に、地域の事業者間のマッチングなど、伴走支援の効果を地域に裨益させていくためには、地域の状況を把握している商工会・商工会議所等との情報交換・協業等が重要になる。
- ・他方で、被災市町村同様、商工会・商工会議所のリソース・活動状況についても差異があり、相手ごとに具体的な協業手法を構築する必要がある。

【取組内容】

- ・12市町村内の商工会・商工会議所に対し、それぞれ担当者をアサインし、情報交換や困りごとを聞くことを通じて、事業者間のマッチング促進など、地域に裨益する支援を志向する。
- ・関係性構築・情報交換に加え、官民合同チームにおいて企業訪問・事業者支援の知見が蓄積していることをいかし、合同訪問や共同での支援といった具体的協業を強化する。

【主なモニタリング指標】

- ・地域事業者間の取引関係の提案件数・商工会との情報交換会等の実施件数

③水産仲買・加工業者等に対する支援

【課題】

- ・水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底引き網漁業については試験操業の終了を踏まえて、水産加工業においても、官民合同チームとして販路開拓をより一層進め、水産業全体の「生産・加工・流通・消費」のバリューチェーンを強化する段階となっている。
- ・福島県における水産業を持続可能ななりわいとしていくためには、仲買・加工・流通等の段階における水産品の付加価値向上や、BtoB（卸事業者等を通じたバイヤーへの定常取引促進）・BtoC（販売会等による消費者への認知度向上と消費喚起）の両面での販路開拓等を通じた質の向上と漁獲量の維持が必要となる。
- ・また、販路開拓のため、近傍地に加え、西日本やアジア圏など、国内外に対して常磐ものの魅力を伝えていく取組が重要である。

【取組内容】

- ・事業者への付加価値の高い支援に当たって、まず、漁獲量の変動、自然環境の変動、市場価格の変動等の不確実性が高い中、売上やコスト等の経営指標を自ら把握していくための知見を提供する。その際、他事業者への支援実績等をモデルケースとして参照できるようにする。
- ・加えて、「顔の見える水産業」を志向し、浜通りの水産仲買・加工業者等と、小売事業者や県外事業者等との商談会を実施し、具体的な取引

要件の認識を持ったうえで、需要の高いエリアへの販売促進を継続する。

- ・「常磐もの」の認知度向上に向け、国内外における販売会である「ふくしま常磐大漁市」を継続することに加え、他の販売チャネル（ECサイト等）との連動や定常取引の拡大等の経営寄与を図る。
- ・また、県内の水産高校との連携や、SDGsにおける「海の豊かさを守ろう」の目標などの観点を販売会に取り入れることが消費者の関心を高めるために有効であったことから、水産仲買・加工業者等の自立・自走を主目的としつつ、消費者の関心を引くテーマを盛り込んだ企画を引き続き実施する。

【主なモニタリング指標】

- ・商談会の実施件数・参加者数
- ・販路開拓の件数
- ・消費者の購入単価、販売点数

(2) 産業創出支援

- ・「青写真」と整合的に、地域内外の各種資源のマッチングやネットワーキング、なかでも人的リソースを起点とした新結合（イノベーション）を活発化することを通じて、産業の萌芽や成長点、基盤の構成要素を多数生み出す。具体的には、異なる分野の事業者による協働案件組成、地域のものづくり企業による共同・一括での開発・受注や裾野の広いサプライチェーン形成、などの「稼げる」新結合を目指す。
- ・また、地域内外の技術と地域課題をマッチングし、実証・実装を通じて地域課題の解決を図り、産業の担い手を含む住民の暮らしやすさを実現する、「生活の質向上に資する」新結合を目指す。

①「稼げる」新結合の形成支援

【課題】

- ・「青写真」において目標に掲げられている域内総生産の成長¹を促進するに当たっては、地元企業同士、または地元企業と進出企業において潜在的な取引の可能性があるにも関わらず、相互の能力、試作・製品化ニーズの理解不足や、単独で対応可能な企業が地域内に存在していない等の理由により、取引に至っていない機会逸失の事例も存在する。
- ・また、稼ぎを生み出すもととなる域外需要の搬入機能が弱く、経済波及が小さなものに留まっている。
- ・こうした中、12市町村において、マッチングなどによる新結合を生み出すに当たって、事業主体や各種資源をつなぎ、コーディネートする役割が重要と考えられるが、当該役割を担うことのできるコーディネーターの数が少ないこと、コーディネーター同士の情報連携を行う場が少ないことが課題となっている。

【取組内容】

- ・「相双テクノネットワーク」における組織運営プロセス形成等の知見も活用しながら、異なる分野の事業者による協働案件組成、地域のものづくり企業による共同・一括での開発・受注や裾野の広いサプライチェーン形成、地域の特色や地域の目指すブランドに整合した産業の創出・成長支援など、地元企業・進出企業等のシーズ、ニーズ発掘や相

¹「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」においては、2030年頃までに、復興需要が一巡した状況において全国水準並みの域内総生産（GDP）等の成長を達成することで、自立的・持続的な産業発展を実現することを目標に掲げている。その実現に向けて、6つの重点分野を軸に、浜通り地域等が一体となり、裾野の広いサプライチェーンを伴う産業集積を進めることを目指して、国、福島県、市町村や関係機関が一体となって進めるべき取組の方向性が整理された。

他方で、復興需要の寄与が大きい建設業を除き、浜通り地域等における域内総生産額の成長は全国に比べて低位にあり、全国と比較しても遜色ない水準の経済成長を実現していくために、産業集積や様々なイノベーションの流れを持続・拡大させ、地元企業や進出企業がいずれも持続的に稼げる好循環を生み出すための環境整備が重要であるとして、2025年に同構想が改定された。

互理解の機会を福島県や他の支援機関と連携しながら創出する。その際、官民合同チームがプロデューサー的な機能を担うことで、複数事業者の協業で新たな付加価値を創出するようなオーダーメイド型の新結合を図る。

- ・域外需要の獲得においては、官民合同チームが中心となって営業活動を行い、首都圏等に立地する大企業との共同開発案件を組成し、希望する地元企業が開発プロセスに参画できる機会創出を試みる。
- ・12市町村において組織を超えた協力によってイノベーションを生み出すことができるよう、コーディネーターの有する能力やネットワークを可視化し、コーディネーターを結節点とした事業主体の連携増加やコーディネーター同士のつながり強化を図る。
- ・また、スタートアップ等の小規模な事業者が基幹業務に注力できるよう、業務ファシリテーション機能の提供に向けた取組を行う。
- ・後述の「生活の質向上に資する」新結合とも関連して、事業者や住民のウェルビーイングを高めることで、新結合の担い手への地域の求心力を高めることを目指し、ウェルビーイングが起こりやすい環境整備を行う。
- ・廃炉産業における廃炉マッチングサポート事務局の構成機関等として、元請事業者等への地域内事業者への紹介等に引き続き取り組む。
- ・地域の特性をいかした産業の萌芽や、地域が目指すブランディングに整合的な産業の成長を支援するため、自治体との協働を深める。

【主なモニタリング指標】

- ・コーディネーターによるマッチングを行った件数

②「生活の質向上に資する」新結合の形成支援

【課題】

- ・地域コミュニティの再構築のみならず12市町村においてしっかりと産業を根付かせ成長させていくためにも、新結合の果実を実装して社会課題解決を図り、住民が暮らしやすさや誇りを実感し、定着できる状態を創り出すことが肝要。
- ・12市町村において様々な社会課題が顕在化しており、新しい技術や仕

組みの実証・実装を通じた課題解決により、住民の生活の質向上を実現することが必要である。

- ・実証に当たっては、実証フィールドの特定、担い手の確保、制度的課題や実施コストなどの課題を解消する必要がある。更に、こうした取組を社会実装していくためには、国・県・市町村等の行政機関との方向性の共有、実施効果の推計・評価が重要となる。

【取組内容】

- ・12市町村内の社会課題を抽出し、感度高く個別ニーズ、技術シーズを拾い上げ、行政機関等の関係者との調整、実証実験の場の設定等を通じて、課題解決に向けた実証・実装を後押しする。
- ・実証・実装に当たっては、社会課題が広域にわたるものである場合、その展開可能性も考慮し、「社会課題の解決モデルが生み出されるイノベーション創出の地」を意識して取り組む。
- ・また、実証はすべてが実装につながるものではなく、件数を積み重ね、迅速に一つ一つのアクションを進めていく必要がある。その過程で事業者等の担い手と対話を重ねながら実装可能性を見極め、多くの実装案件を組成し、住民の生活の質的向上を後押しする。

【主なモニタリング指標】

- ・官民合同チームが関与して実施した実証・実装事業の件数

(3) 営農再開支援

- ・「避難地域 12 市町村農業の復興・再生に向けたビジョン」(2024 年 10 月 16 日 福島県農林水産部・JA グループ福島策定)における 2030 年度までの面的再開及び産出額の指標を念頭に、面積ベースでの営農再開率(作る)と産出額(売る)の両面から、自治体や関係団体とともに、農地集積・担い手支援、スマート農業、販路拡大・六次化を総合的に推進する。

①担い手への農地集積・集約を中心とした生産面に係る支援

【課題】

- ・2025年3月時点の営農再開率は52.9%。避難指示解除の時期の違いにより、自治体ごとの営農再開率には大きな幅がある。
- ・全国において、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図）の策定が進められており、12市町村においても復興の状況を踏まえた地域計画の策定・実現化が進んでいる状況である。
- ・外部法人の参入が進みつつあるが、外部から新規法人が参入するに当たっては、土地所有者との調整等をはじめ、数年単位にわたる継続的な取組が必要である。また、参入後の経営が芳しくない事例が一部に出ている等の課題がある。
- ・中山間地域等、大規模化や新規法人参入が必ずしも容易でない地域もあることから、小規模農家の営農も再開・継続していただくための意向や課題の把握及びその解決が必要である。

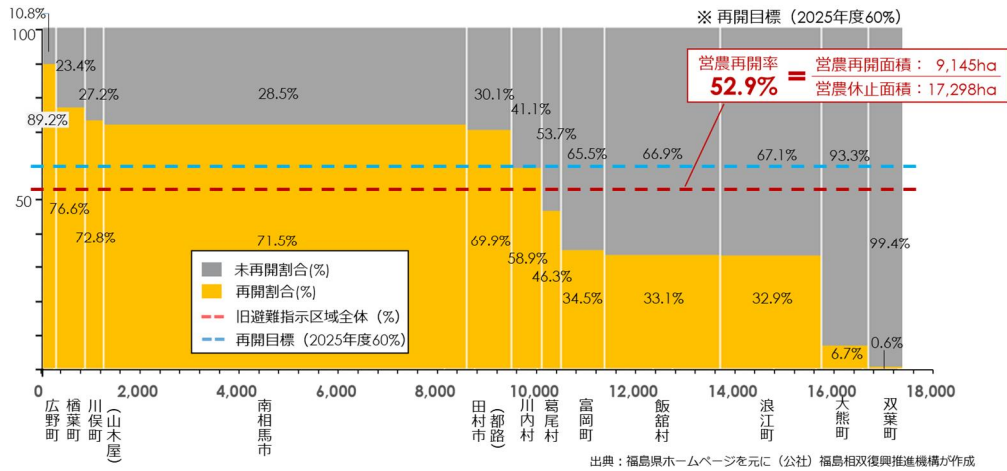
【取組内容】

- ・個別訪問を実施し、市町村等と連携して、営農再開意向の継続的確認及び営農再開後の課題把握や課題解決促進に取り組む。
- ・市町村が作成する地域計画を踏まえ、新規参入者を含めた担い手への農地集積・集約及び参入後の定着・発展を支援する。
- ・農作業の負担軽減や省人化による生産性向上のため、スマート農業を推進する。

【主なモニタリング指標】

- ・営農再開率
- ・農業者に対する訪問件数
- ・訪問支援先の営農継続率
- ・作付面積拡大・新規品目追加に至った訪問支援先件数

(図) 12市町村の営農再開状況 (2025年3月末)



②農業産出額増加に向けた販路拡大等支援

【課題】

- ・ 12市町村における農産品の産出額は、回復傾向にあるものの、震災前の水準には届いていない (2022年時点で震災前の4割程度 (出典：「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」))。このため、①に記載する生産面での支援を進めていくとともに、販路拡大や六次化支援等にも取り組む必要がある。
- ・ 産地としての大規模な販売は従来どおりJA系統出荷が大部分を占めることが基本となることを踏まえつつ、例えば新しい品目の販路開拓や六次化商品の開発等においては、小規模農家も考慮した支援が重要である。
- ・ また、地場の農産物や六次化商品を利用したいという、地域の飲食店等事業所のニーズとマッチングさせることも、帰還や居住をもう一段加速し、地域のにぎわい復活に貢献するという面で重要である。

【取組内容】

- ・ 個別訪問を実施し、販路開拓や六次化商品開発に係る意向の継続的確認及び市町村等の関係機関と連携し、農業者の意向の実現を促進する。
- ・ 農産物や六次化商品のスーパーや直売所、飲食店等とのマッチングや、ECサイト経由での販売、物流事業者等と共同した新規販路開拓、商標取得等のブランド化など、農業者の意向に応じた支援を実施する。

- ・ブランド化に当たっては、例えば、小規模農家に配慮しつつ、生産方法の工夫、六次化などの差別化を通じて、それぞれの販路を作っていくことが考えられる。具体的には、地産地消など、ロットや物流コストに影響されにくい流通体制の構築も差別化の一つと考えられる。

【主なモニタリング指標】

- ・12市町村における農産品の産出額
- ・販路拡大・六次化支援の実施件数
- ・農家からの販路開拓に係る要請への対応数・対応率
- ・12市町村内事業者とのマッチング数・マッチング率

(4) 広域まちづくり支援

- ・市町村ごとに異なる課題の解決を専門的知見で後押しし、外部機関としての強みをいかして政策手法を開拓する。また、東日本大震災から15年が経過する中で、移住者を含めた新たな担い手や、多様なかたちで12市町村に関わってきた者がいる。このような担い手を呼び込み、彼らの活動が更に新たな担い手を呼び込む循環を生み出すまちづくりを推進していく。

①まちづくりへの総合的支援

【課題】

- ・市町村によって、復興の状況が異なるほか、支援ニーズも異なっている。従来、各市町村で実施していなかった業務など、市町村に知見がない課題や、複数市町村に共通する課題を中心に、持続可能な自治体経営を実現するためのきめ細かな支援を実施し、復興ビジョン等の実現を後押しすることが重要な段階にある。
- ・加えて、各自治体の状況によって状況は異なるが、まちづくりへの住民参加を進め、住民意見を施策に反映させるプロセスにおいて、行政と住民をつなぐ官民合同チームの触媒的役割が、一定の効果を果たしていると考えられる。
- ・また、これらのまちづくりの手法が、市町村等において担当者変更等があった場合にも継続的に活用可能となるよう、実施手法のマニュアル

ル化・ロードマップ化を行うとともに、複数市町村に共通する課題について、広域的に知見の横展開を行うなど、自治体における知見の蓄積につながるよう事業を進めていくことが重要である。

【取組内容】

- ・市町村における復興ビジョン等に基づく各種施策を推進するため、市町村への訪問・対話を通じてニーズを特定し、客観的な助言・調査・会議運営・計画策定等の支援を実施する。
- ・複数市町村に共通する課題を中心とした取組プロセスのマニュアル化・ロードマップ化を行い、知見の蓄積・横展開を進める。

【主なモニタリング指標】

- ・市町村に対する課題解決支援の件数
- ・市町村への支援結果を踏まえたマニュアル・ロードマップ等の作成件数

②関係人口拡大に向けた取組の推進

【課題】

- ・人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手が不足する中で、地域と多様に関わる「関係人口」が新たな担い手として期待されている。12市町村における新たなまちづくりに当たっても、魅力あるまちが関係人口を呼び込み、関係人口がまちの魅力を高める好循環を目指し、多様な世代・特性の人材を呼び込むことが重要である。
- ・特に、居住人口が十分に回復していない状態において、関係人口は、地域経済の活性化や、地域の魅力を発見し、拡大していく主体としても重要であり、本計画の計画期間において重点的に取り組んでいくことが重要である。

【取組内容】

- ・都市部の大学生や兼業・副業人材、プロボノ人材、多拠点居住者、地域に関心のある人材の呼び込みを通じて、交流・関係人口の拡大に資する様々な取組及びインバウンド需要の取り込み等を関係機関と連携・協働しながら実施する。また、取組の蓄積を通じて、より効果

的・効率的な手法や、新たな切り口での関係人口の創出を継続的に高度化していく。

- ・これまでの官民合同チーム事業の参加者などが継続的に地域に関わり、地域のNPO法人等を含むプレイヤーとの連携のもと、更なる関係人口の拡大につなげるため、交流の場を作ることで、関係人口のネットワーク化を進めるなどのフォローアップを実施する。
- ・また、地域における関係人口への認知度・社会受容性の向上に向け、自治体職員等を対象としたセミナー等を実施する。

【主なモニタリング指標】

- ・実施した取組ごとの参加人数
- ・過年度の取組から継続して活動した参加人数

(5) 横断的取組

- ・分野横断的な取組を通じて、個々のニーズを超えた企画・提案・発信に取り組み、地域の新たな価値創出を図る。加えて、多様な事業を適切に遂行するための、現場活動を支える事業基盤を整備する。

①分野横断的なプロジェクトの組成

【課題】

- ・地域における課題が多様化・複雑化する中で、個別の事業領域における取組に加えて、地域を分野横断的かつ面的に捉える視点が重要性を増している。特に、地域外の市場で稼いだ収益を地域内に持ち込み、地域密着型のサービス業等を通じて地域内で経済を循環させる観点や、受注（供給）可能量が市場ニーズに見合わない、流通コストが高く競争力で劣後する、観光需要を地域内で吸収できていないといった需給の不均衡を意識した取組を実施するためには、様々な視点を総合することができるマインドセットを持つ事業者等を増やしていくことが必要である。
- ・個々の事業者等の事業活動と、まちづくり計画の策定等のビジョンの間に位置する、事業者を起点とした交流人口拡大、福島の多様で豊かな食を切り口とした情報発信といった中間領域における活動を効果的

に進めるため、事業分野を越えた活動をプロジェクトベースで実施し、地域経済を牽引する事業活動のモデルケースを創出することが課題である。

【取組内容】

- ・事業者支援、まちづくり支援等を通じて得られた知見を活用し、12市町村における生活向上や地域経済活性化に資するサービスの創出等に向けたプロジェクトを組成し、提案・実施する。
- ・相双地域への関心が高まり交流人口創出のきっかけに資する活動として、地域の農産物・水産物・食品を活用したイベントを企画・実施し、地域との接点を通じた観光資源や伝産品など他の地域資源との異業種連携・ストーリー化を行う。

【主なモニタリング指標】

- ・各年度に組成したプロジェクトの件数

②地域とつながる魅力ある情報発信への進化と深化

【課題】

- ・復興に向けた取組については、相双地域の事業者・農業者の様々な取組が生まれているが、東日本大震災から時間が経過する中で、国内においても、目に触れる機会が減少しつつある。復興のさらなる進展に向けては、こうした事業者・農業者の取組を発信し、地域への関心を高めることが重要である。
- ・相双地域への関心を高めることは、事業者・農業者に共感し、移住・定住だけでなく、商品の購入や観光といったかたちで地域を支える関係人口の増加に当たっても必要な要素であり、官民合同チームとしても、地域における取組を継続的に発信していくことが重要である。

【取組内容】

- ・職員一人ひとりが①事業者・農業者の頑張りを伝える、②地域への関心を高める、③関係人口化に繋げる、④復興の進展を後押しするという「情報発信の大目的」を共通認識にすることで、職員全員が情報発

信に関われるような土台を作るため、「全員広報」をスローガンのもと、それぞれの取組を通じて得られた相双地域における事業者・農業者等の取組や想い、地域行事等に関わる様々な人々の動きといった情報を、SNS等の多様な媒体へ発信する。

- ・こうした情報発信を通して、視聴者に地域・事業者等の「今」が伝わり、こうした関係につながる好循環をもたらすとともに、相双地域への関与を喚起する。また、メディアとの継続的なコミュニケーションによる関係構築を図るとともに、SNSの効果的な活用法や分析に広い知見を有する専門家を活用し、地域へ発信するコンテンツの訴求力を高めていく。

【主なモニタリング指標】

- ・プレスリリースの件数
- ・プレスリリースが参照された報道件数
- ・コンテンツの発信件数

③現場の活動を支える事業基盤の整備

【課題】

- ・官民合同チームは、多様なバックグラウンドを持つ職員から構成され、職員のローテーションがある組織であることに加え、様々な外部専門家の協力を得ながら各種の取組を実施している。また、業務の遂行に当たり、事業者等の情報を取り扱って事業を行っている。
- ・また、政府方針に基づき設立された組織として、関係省庁・福島県や経済団体等の政策・施策等と連動した業務運営や、理事会や執行会議等を通じた官民合同チーム及び法人の運営等を実施している。
- ・このため、今後も引き続き12市町村等の復興・再生が進展していくなかで、各種支援や課題解決を官民合同チーム一丸となって安定的に進めていくためには、全体の円滑な活動を支えることが必要不可欠である。

【取組内容】

- ・総務・労務人事、調達、経理、情報システム等に関する基盤的な取組を適切に実施する。現場の柔軟な事業基盤を整備するため、法令・コンプライアンスの順守、内部統制の徹底と言った基礎的事項に加えて、規程・マニュアルの整備や職員の業務・役割に応じた研修等の人材育成等を通じ、健康で安全な活力のある職場環境の構築、情報インフラ及びセキュリティの強化・合理化、競争環境整備等による調達先の確保、経理・財務業務ならびに補助金申請に係る書類の的確な作成・報告等を行い、内部監査や日々の業務管理を通じて法人全体の業務の適切性を確保する。特に、情報セキュリティについては、支援対象者の情報を取り扱う組織であることを意識し、職員全体の意識付けを心がける。
- ・官民合同チームの取組は福島の復興・再生に係る諸政策に関連する諸政策に密接に連動したものであることから、関係省庁・福島県・経済団体等と継続的に意見交換等を実施し、官民合同チームの取組内容にフィードバックするとともに、復興政策をはじめとする政策・施策に役立てる。また、意見交換の場としての理事会や執行会議等を円滑に運営する。

【主なモニタリング指標】

- ・設定せず

＜参考1＞過去の中期計画等における「目指すべき姿」に関する記載

【1】福島相双復興推進機構中期計画 最終的なゴール（2018年6月）

- 事業再開の意向がある事業者が、自立的な経営を行っている状態、廃業の意向がある事業者は、将来の生計について安心感が得られている状態を目指す。
- 営農再開済・再開意向のある農業者が、地域において農地集約やIT化の導入等により大規模化に取り組む「担い手」を中心として継続的に農業を行い、風評被害が払しょくされて適切な価格での農産物を販売していること（望ましくは高付加価値の農産物が生産、販売されるようになること）、また、再開意向がない農業者においては将来の生計について安心感が得られており、保有している農地ができる限り有効に活用されていること、加えて、地域としては適した農業形態の選択により持続可能な農業が形成されている状態を目指す。
- 被災自治体では住民帰還・商圈回復が進み、福島イノベーション・コースト構想による産業集積と相まって、海外を含めた域外からの人口の流入や交流人口が目に見える規模で増加するなど持続可能なコミュニティが再生・自立している状態を目指す。これらが達成されれば、福島相双地域は全国的な課題である少子高齢化、過疎化問題の対応に成功したモデルケースとなり、事業を始める上での「希望の地」となるであろう。
- そしてこれらを達成するため、2020年度末までの間に（1）事業・なりわいの再生支援、（2）営農再開の支援、（3）まちづくり支援、（4）外部人材・資本の呼び込みと新しい地域づくり、の4つを柱とした事業を展開していく。

【2】福島相双復興推進機構第二期中期計画 目指すべき姿（2021年2月）

- 福島相双地域の復興は、未だ道半ばであるとの認識の下、現中期計画（2018中期計画）において目指した「最終的なゴール」を完遂することを必達目標として取り組むこととする。
- これらの取組の推進においては、復興の進捗に伴って生じる新たな課題や多様なニーズにも、きめ細かく対応することを前提に、被災者や被災地域の一律的な支援から、事業者の状況や復興進捗等に応じた地域振興や産業発展のメリハリのある支援へと段階的にシフトしていく。具体的には、相双機構の限られたリソースを、これから復興に着手又は本格化フェーズに入る市町村・事業者等に重点投入していく。加えて、相双地域を広域的に牽引する市町村・事業者等への支援を強化していく。
- 特に、被災地が「課題先進地」であることを踏まえ、単なる原状復帰にとどまらず、人口減少や少子高齢化、過疎化、産業の空洞化といった日本全国の地域が抱える課題に加え、新型コロナウイルスへの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなり、「希望の地」となるよう最大限取り組み、イノベーションによる社会課題解決にチャレンジする先導的な地域を目指す。
- あわせて、当機構の取組が課題解決の成功ケースとして活用可能となるよう我々の知見やノウハウを「官民モデル」として展開・引き継いでいく。

【3】官民合同チーム 新五箇条

第二期復興・創生期間において、現場主義を徹底して復興への取り組みを進めるとともに、相双地域に新しい価値を創出することを目指して、官民合同チームの行動規範を次のとおり進化させる。(2021年6月1日)

一、労を惜しまず、とことん取り組む

事業・なりわい・生活の再建と自立、地域の発展のために、自分事として、労を惜しまず、とことん取り組む。

一、謙虚にお話を伺い、真の思いを理解する

被災された方々の御苦労を胸に刻み、謙虚にお話を伺い、真の思いを理解する。

一、対話を深め、広い視野で提案する

対話を深め、全体を俯瞰する広い視野を持ち、復興の状況に応じた最適な施策を提案する。

一、チームワークを高め、関係機関と協働する

チームワークを高め、関係機関と協働することで、多様なネットワークと専門性を総動員し、成果を追求する。

一、「希望の地」を目指して、新たな取り組みに挑戦する

高い志を持って、「希望の地」を目指し、失敗をおそれず、新たな取り組みに果敢に挑戦する。

“相双の復興なくして福島復興なし。福島の復興なくして日本の再生なし。復興のその先にある未来へ”

<参考2> 福島復興に関する方針等（官民合同チーム関連）

【1】「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に ついて【令和7年6月20日閣議決定】

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

原子力災害被災地域では、令和5年11月までに特定復興再生拠点区域において避難指示が全て解除され、同年には「特定帰還居住区域制度」が創設されて計画が順次認定されるなど、住民の帰還実現に向けた取組が行われている。また、同年8月には、廃炉の実現に向けて先送りできない課題であったALPS処理水の海洋放出が開始された。

この中で避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、避難指示解除がされたばかりで、ようやくスタートラインに立った地域もあれば、いまだに帰還困難区域を抱えている地域、復興の進捗により新たな課題等に直面している地域もある。このように原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。

また、技術的に難易度の高い作業が見込まれる廃炉、除去土壌等の復興再生利用・最終処分に向けた取組等、これからの正念場と言うべき課題がある。福島県が原子力災害により深刻かつ多大な被害を受け、県内外に多くの県民が避難を余儀なくされたことや福島県の除去土壌等に係る中間貯蔵施設が地元の苦渋の判断により受け入れられた経緯等を受け止め、福島の復興・再生については、国として、あらゆる知恵と力を結集し、総力で実行していかなければならない。

復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、本基本方針に定めるところにより、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

(1) 原子力災害被災地域

（前略）具体的には、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

⑤福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

（福島イノベーション・コースト構想）

- ・福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進ん

だ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」²に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第3期復興・創生期間で推進していく。

- ・その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、「廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。
- ・さらに、継続して起業・創業や県外からの企業進出が進み、それら企業の経済活動が地元企業に波及効果をもたらし、地元企業や進出企業いずれも持続的に稼げるような環境整備が重要である。また、避難指示解除の進展等を踏まえ、住民や関係人口にとって目に見える形で企業によるイノベーションの成果がもたらされ、安心かつ生活のしやすさを実感でき、誇りを感じられる魅力的なまちづくりが求められる。あわせて、市町村等と連携しこの地ならではの特色に着目することを基本理念とする「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」³を踏まえつつ、市町村の枠を超えた広域的連携の下で移住者や交流人口・関係人口を拡大し、企業の雇用・事業機会創出等につなげていく。すなわち、地域の強みを生かして域外需要を獲得し「地域の稼ぎ」を牽引していくとともに、「日々の暮らし」を改善するためには、「担い手を拡大」し、イノベーションの創出を加速させていくとの視点が重要となる。また、「福島相双復興官民合同チーム⁴によるまちづくりの支援」として、分野横断・広域的な観点から、「地方公共団体による産業、暮らし、交流・人材育成等の地域活性化のための計画作りを支援するとともに、その実現に向けて関係人口づくりを含めた地域内外の多様な主体の連携を促進する。
- ・福島イノベーション・コースト構想の取組に関しては、国、地元地方公共団体、福島イノベーション・コースト構想推進機構や福島相双復興官民合同チーム、F-REI、地域の様々な支援機関、地元企業・大学・工業高等専門学校等がこれまで以上に連携し、

² 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け、国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を取りまとめたもの（令和元年12月9日復興庁・経済産業省・福島県策定、令和7年6月6日改定）

³ 令和4年5月31日経済産業省・福島県策定

⁴ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成27年8月に設置

福島浜通り地域等での研究開発の推進や具体的な社会実装の支援、地元企業等と進出企業等の連携や取引拡大の促進、地元企業等の新事業展開への支援を行う。

- ・長期にわたる廃炉事業が持続的に進められ、地元企業が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。
- ・地域の実情を踏まえつつ雇用創出や経済効果が見込める等地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、広域・面的な産業集積、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を支援・促進する。また、令和6年6月に福島県が国家戦略特区である連携“絆”特区に指定されたことを踏まえ、新技術実装に必要な規制・制度改革を強力に進めるとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出やマッチングに係る支援を継続的に進める。そのために福島イノベーション・コースト構想推進機構は、先端的な企業のニーズ等の情報を発信し、他の支援機関や企業に届くようにするとともに、**福島相双復興官民合同チームは、地域のものづくり企業による共同・一括での受注の支援等に取り組み、裾野の広いサプライチェーンの形成を進める。**
- ・大学・高専、F-REI や地元企業等と連携し、地域特有の拠点を活用した特色ある教育プログラムの実施などにより、地域の産業特性を生かし、地域の稼ぎを生み出す福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成を推進する。
- ・福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立・持続的運営に向けた道筋を検討する。また、福島ロボットテストフィールドにおいては、ドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等を進める。さらに、こうした空飛ぶクルマのほか、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備につながるものも含め、実用化開発や実証の誘致等を通じ、スタートアップ企業等呼び込む。
- ・農林水産業の分野については、担い手の確保や農地の利用集積等の地域の実情を踏まえた課題解決に資する、先端的な技術の開発、実証を進め、農林水産業の復興・再生を図るとともに、食に関する新技術（フードテック）の活用による付加価値の創出を促進する

(事業者再建等)

- ・**福島相双復興官民合同チーム**によるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、**個々の商工事業者、水産仲買・加工業者、**

農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。

- ・また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。

【2】福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真～イノベ構想をもっと身近に、未来を現実に～【令和7年6月6日改定】

2. (2) これまでの取組・実績

(5年間の取組実績)

<全体の取組方針に基づく取組例>

- ・地元企業の事業再開の支援に加え、地元企業の技術力や経営力等を強化することを目指す。

－福島相双復興官民合同チーム（以下「官民合同チーム」という。）は、前回青写真策定前の2015年8月の設立以降、避難地域12市町村の事業者に個別訪問を行い、事業再開、経営改善、販路開拓、人材確保等を支援してきた。2021年6月からは、浜通り地域等の水産仲買・加工業者等への個別訪問も開始し、2025年1月時点で浜通り地域等の水産仲買・加工業者等約100者を含む約5,900者を訪問し、このうち約1,600者が帰還して事業を再開した。また、2017年4月から2025年1月までに約2,700の農業者へ個別訪問し、営農再開に向けた支援を実施しているほか、分野横断・広域的な観点から、まちづくり計画の策定・実行に向けた支援等を進めている。なお、中小企業庁等において『経営力再構築伴走支援ガイドライン』が作成される等、官民合同チームをモデルとした「経営力再構築伴走支援」の取組が全国に広がりつつある。

2. (3) 次の5年間に向けた課題認識

【暮らしやすいまちづくり】

- ・被災12市町村の各商業施設は、買い物場所としてだけでなく地域コミュニティ形成・促進の場として重要であるが、依然として事業環境は厳しいところもあるため、交流人口・関係人口を含めた需要喚起を行うとともに、各施設が特色あるサービスを提供できるように、官民合同チーム等の支援機関によるコンサルティング支援に継続的に取り組む必要がある。

3. (2) 3つの取組の柱と具体的な取組

- ・また、官民合同チームは、事業・なりわい再建の活動に留まらず、まちづくりの支援や、イノベ機構との連携の下、様々な活動を展開している。

(中略)

- ・その際、政府全体の推進体制を更に強化し、国、福島県、市町村等がそれぞれの役割を果たしつつ適切に連携し、各地の復興のステージの違いや地域資源・強みを踏まえながら、イノベ構想等を通じ目指す将来像の具現化に向けて、幅広い関係者で進捗や課題等を共有し柔軟に即応する等の適切なフォローアップを行いながら、関係者が一丸となって効果的かつ効率的に取組を進めていく。

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

i) 付加価値創造の好循環モデルの実現

<取組の方向性・実現したい絵姿>

- ・イノベ機構や官民合同チーム、F-R-E-I等の研究機関や様々な産業支援機関、地元自治体、域内外の教育機関や金融機関、知見を有する地元人材等、産官学金労言士／師ともいわれる様々な支援機関等の有機的な連携体制を構築する。
- ・こうした有機的連携体制の下、研究開発・実証・事業化・社会実装・規模拡大等のプロジェクトの発展段階に応じた政策支援措置が集中的・効果的に適用され、伴走支援等のフォローが可能な体制等を整備する。

<取り組む施策等>

- ・上記絵姿の実現に向けて、浜通り地域等において、各主体のチャレンジに対する段階に応じた一貫した支援体制の整備、それぞれの成果を面的に集約した産業集積の生成及びイノベーションの源泉となる知的財産の保護及び活用等、下記のような施策等を進める。

(実証段階への支援)

- ・イノベ機構や官民合同チーム等による、規制に係る連携“絆”特区等のメリットの最大限活用等に向けた伴走支援

(事業展開段階への支援)

- ・上記に引き続き有機的連携体制の下、事業化の高い壁を乗り越えられるように、特に、異業種交流の場である福島イノベ倶楽部やイノベ機構、官民合同チーム、J E T R O等の関係機関を中心に、域内外・国内外への販路拡大や、周辺サプライチェーンからの調達拡大による量産体制の構築等に向け、ハブとしての役割を担う企業や周辺企業群、海外等の発掘・仲介・バックアップ体制の構築（関係機関による事業展開段階の販路拡大等バックアップ）
- ・地域金融機関等と連携した、多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援等、イノベ機構や官民合同チーム等関係機関による伴走支援の強化

ii) 暮らしを支えるイノベーション

～「あらゆるチャレンジが可能な地域」に「日々の暮らし」の視点を掛け合わせた新たな方針【2】～

(技術開発・実証への支援等)

- ・新たに掘り起こしたアイデア等の実現に向けた、技術開発支援、イノベ機構や官民合同チーム等による伴走支援の強化

②「地域の企業が主役」

i) 経済効果を地域企業に波及させるシステムの構築 ～「地域の企業が主役」に「地域の稼ぎ」の視点を掛け合わせた新たな方針【3】～

<取組の方向性・実現したい絵姿>

- ・浜通り地域等を中心として、地域企業を包含した「面的なサプライチェーン」が構築されることにより、域外からの新規参入や新たなチャレンジ等によるイノベーションの創造と、サプライチェーンによる需要と供給とが噛み合っ、相互に裨益するシステムを実現していく。
- ・このような好循環を関係者が協働して実現していくために、地域企業・事業者が業種を超えて強みを持ち寄り協働する共創的コミュニティを構築し、この地域に根付かせていく。
- ・共創的コミュニティを支える域内外の関係機関やインキュベーション施設等を含めたネットワークを強化し、チャレンジを行う者を包摂するウェルビーイングを兼ね備えた支援環境を整備する。
- ・面的サプライチェーンと共創的コミュニティを基盤として、域内外への情報発信等によるブランド力の強化、帰還や移住等による市場の創出等、地域のプレゼンスを高めるとともに、共創的コミュニティの外部への拡張・協働する人的交流の拡大等を進め、地域企業のポテンシャルの最大限の発揮を目指す。
- ・これらの活動の担い手となる地元企業の経営力向上に向けて、商工会・商工会議所等をはじめとして関係機関等が有機的に連携し、様々な伴走支援の取組を強化する。

<取り組む施策等>

(面的サプライチェーンの構築支援)

- ・先進的な企業のイノベーションと地元の中小企業のマッチングを推進。特に、イノベ機構は、先端的な企業のニーズ等の情報を発信する。それと連携しつつ、官民合同チームは、地域のものづくり企業による共同・一括での受注を支援し、裾野の広いサプライチェーンを形成。

(伴走支援の強化)

- ・地元企業との新たな取引や人材等のマッチング支援の促進・拡充
- ・国内外への販路開拓や地域向けサービス創業支援の強化

- ・ 地元企業、農業法人、集落営農組織等に寄り添ったコンサル支援
- ・ 地元企業の技術力向上や他業種・他分野への参入等への支援（福島県ハイテクプラザ、大学等）
- ・ 地元企業による参画状況の可視化（分野情報等）
- ・ 国内外への情報発信の強化や新商品開発によるブランド力強化

③ 「構想を支える人材育成」

i) 次世代を担う人材育成～「構想を支える人材育成」の新たな方針【5】～

<取り組む施策等>

（構想を支える人材の確保）

- ・ イノベ機構や官民合同チーム等による、①地元企業のマッチング先の拡大、②地元企業、農業法人、集落営農組織等に寄り添ったコンサル支援、③地元企業の技術力向上や他業種・他分野への参入等への支援（福島県ハイテクプラザ、大学等）、④地元企業による参画状況の可視化（分野情報等）、⑤福島イノベ倶楽部を活用した異業種間交流、⑥地元企業の技術力向上ひいては雇用機会の創出につながる講習会等の実施

ii) 関係人口等を含む担い手の拡大～「構想を支える人材育成」に「担い手の拡大」の視点を掛け合わせた新たな方針【6】～

<取り組む施策等>

（生活環境の改善）

- ・ 産学官連携の強力な推進のための、公募による地域課題解決実証支援やソーシャルアントレプレナー（社会起業家）の呼び込み、官民合同チームの窓口の活用、企業版ふるさと納税の活用支援等

【3】福島復興再生基本方針の変更について【令和7年12月16日 閣議決定】

はじめに

（前略）地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。具体的には、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵施設の受入等）を踏まえながら、福島12市町村の将来像の具現化を含め心のケア等の被災者支援等のほか、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林水産業の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、居住者数の減少した被災市町村において、移住等の促進、関係人口や交流人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資するよう、新たな活力を呼び込むための取組を進める。

（中略）

避難生活の長期化や恒久住宅への移転等に伴う被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、生きがいつくり等の「心の復興」とともに、自らの人生設計を描くことのできる **「自立」を目指し、それを支える生活基盤や経済基盤を創るために、官民一体となった「協働」が求められている。** そのためには、地域住民、市町村、県、国及び国民の「オール・ジャパン体制」をより一層強化していかなければならない。

第1部 原子力災害からの福島復興及び再生

第1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項

1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義・目標

(3) 地域社会の再生

あわせて、住民の帰還環境の整備に加え、**移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資するよう、新たな活力を呼び込むための取組についても積極的に進める。**

2 福島復興及び再生の基本姿勢

(5) 必要な予算の確保・国と福島県、県内市町村等が一体となった施策の実施

あわせて、1に掲げる目標の達成状況を把握するため、国は、福島県及び県内市町村と連携して、関係する指標を継続的に注視する。また、**放射性物質による住民の生活や産業への影響は、風評や先行きの不安など、指標だけでは十分に把握し難い側面もあることから、福島県や県内市町村、経済団体、農業関係団体、福島相双復興官民合同チーム（以下「官民合同チーム」という。）等の協力を得て、福島現地の声や生活面、産業面の実態の把握を行う。**

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方

また、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民の意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、避難指示の解除時期等によって大きく異なる地域の実情も踏まえながら、各地域の住宅ニーズに応じた支援等を行いつつ、**帰還促進と併せて、移住・定住の促進、二地域居住、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要**がある。

(中略)

ALPS 処理水の海洋放出以降、中国、香港、マカオ、ロシアが日本産水産物の輸入規制措置を講じている。こうした一部の国・地域による輸入規制強化を踏まえ、「水産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）等により支援策を措置したところである。

引き続き、輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「三陸・常磐もの」を始めとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施しつつ、その執行状況や効果等を踏まえ、必要な対応を行っていく。

(中略)

2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 産業の復興及び再生

①被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するとともに、移住等を促進するため、企業立地支援等により、浜通り地域等における雇用創出及び産業集積を図る。

②官民合同チームによるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業 ならわいの再建に向けて、官民合同チームを通じた、個々の商工事業者、水産仲買・加工業者、農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、地方公共団体による産業、暮らし、交流・人材育成等の地域活性化のための計画作りを支援するとともに、その実現に向けて関係人口づくりを含めた地域内外の多様な主体の連携を促進する。

さらに、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

③原子力災害被災 12 市町村の営農再開に向けて、官民合同チームの営農再開グループは、避難指示の解除や帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の状況も踏まえながら、個々の農業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。

3 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等

福島県の避難指示解除地域において、住民や事業者の故郷への帰還を進め、更に新たな住民を呼び込むためには、働く場所、買い物環境等のまちとして備えるべき機能が整備されている必要がある。そこで、こうした機能を担う、一次産業を含む事業者等の事業の再建、住民の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業の再建、帰還後の生活の再構築を支援することを目的に、平成 27 年 8 月に、国・県・民間が一体となり、官民合同チームを組成した。官民合同チームは、約 6,000 の被災事業者への訪問を実施している。訪問を通じて把握した多様なニーズを踏まえ、国は支援策の強化・改善を進めており、それを通じた事業・生業の再建は進展しつつある。

他方、避難指示等の解除の状況等により、被災地域ごとの復興の状況は異なるため、官民合同チームにはきめ細かい支援を継続的・持続的に行っていくことが求められている。その際、国・県・民間の関係者が一つの組織の下、より一体的に腰を据えて支援を行う体制を整備するため、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進

機構（以下「相双機構」という。）を法に位置付け、一元的な指揮命令の下、相双機構において一体的に業務を行えるよう、法第 48 条の 2 から第 48 条の 13 に相双機構への国職員派遣に係る規定を整備している。相双機構の業務のうち、国との密接な連携の下で実施する必要がある業務を円滑かつ効果的に行うため、相双機構の要請に基づき、国は引き続き、その派遣の必要性等を勘案して、国職員をその身分を保有させたまま派遣している。

国は、相双機構への国の職員派遣を始めとして、引き続き、人的支援、必要な予算の確保を図っていく。

第 8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

2 産業の復興及び再生のための施策

(3) 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進

ア 福島国際研究産業都市区域における施策及び特例等

(前略) また、**官民合同チームによるまちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、地方公共団体による産業、暮らし、交流・人材育成等の地域活性化のための計画作りを支援するとともに、その実現に向けて関係人口づくりを含めた地域内外の多様な主体の連携を促進する。**

(中略)

また、令和 6 年 6 月に福島県が国家戦略特区である連携“絆”特区に指定されたことを踏まえ、新技術実装に必要な規制・制度改革を強力に進めるとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出やマッチングに係る支援を継続的に進める。そのために、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）は、先端的な企業のニーズ等の情報を発信し、他の支援機関や企業に届くようにするとともに、**官民合同チームは、地域のものづくり企業による共同・一括での受注の支援等に取り組み、裾野の広いサプライチェーンの形成を進める。**